

■国による高等教育の修学支援制度について

(1) 支援の内容

函館大学は、令和2年度から国の「高等教育の修学支援新制度」（以下、修学支援新制度という。）の対象校となりました。修学支援新制度の対象者は、本学在学にあたり、以下の支援を受けることができます。

多子世帯（扶養内の子どもが3人以上の家庭）

区分	入学金 (減免額)	授業料 (減免額、年額)	給付奨学金 (日本学生支援機構より給付、月額)	
			自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	100,000 円	700,000 円	38,300 円	75,800 円
第Ⅱ区分			25,600 円	50,600 円
第Ⅲ区分			12,800 円	25,300 円
第Ⅳ区分			9,600 円	19,000 円

多子世帯以外

区分	入学金 (減免額)	授業料 (減免額、年額)	給付奨学金 (日本学生支援機構より給付、月額)	
			自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	100,000 円	700,000 円	38,300 円	75,800 円
第Ⅱ区分	第Ⅰ区分の3分の2の額		25,600 円	50,600 円
第Ⅲ区分	第Ⅰ区分の3分の1の額		12,800 円	25,300 円
第Ⅳ区分	文系学部のため、対象外			

* 年度中に区分が変わった場合、減免額・給付額が変更となります。

* 入学金の減免は、令和2年度以降の新入生のみ対象（入学時のみ）となります。

* 多子世帯の場合は、入学金および授業料の減免額が第Ⅰ区分と同じとなり、給付奨学金については、世帯の所得金額に基づく区分の金額が振り込まれます。

* 多子世帯以外の第Ⅰ区分～第Ⅳ区分は、世帯の所得金額に基づく区分となります。なお、多子世帯以外の第Ⅳ区分については、理系学部のみが対象ですので、本学は対象外となります。（参考：日本学生支援機構）。

(2) 修学支援新制度の対象在学生の授業料の徴収期限の猶予について

函館大学は、修学支援新制度の趣旨を踏まえ、修学支援制度の対象となる、または対象となる見込みのある新入生及び、在学生に対し、授業料の徴収期限を猶予します。徴収期限の猶予は、所定の手続きをとることにより、授業料の前期の納入期限を7月末日まで、授業料の後期の納入期限を12月末日まで猶予するものです。

(3) 修学支援新制度の対象学生の徴収期限の猶予手続きについて

A：事前に在学予約を行った学生の場合（新入生は除く）

「学修計画書」を配布しますので、必要事項を記入したうえで、総務課に提出してください。手続きの詳細は、オリエンテーションで説明しますので、必ず出席してください。

B：新たに修学支援新制度に申請する予定の学生の場合

在学予約申請を行っていない在学生（2～4年次生）は、4月に申請手続きを行います。手続きの詳細は、オリエンテーションで説明しますので、必ず出席してください。

* 入学後に修学支援新制度に申し込みを行う予定の新入生は、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（A様式1）を提出してください。

(4) 本学独自の特別奨学生制度等と国の修学支援制度の取り扱いについて

本学独自の特別奨学生等となり、授業料の給費対象者となっている在学生については、本学独自の制度により、既に授業料の特別額が適用されているため、国の修学支援新制度の対象となるのは、特別奨学生等として発生した減免後の金額となります。詳細については、総務課にお問い合わせください。